



八 監 第 2 1 1 号

令和 6 年 8 月 2 3 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 大 塚 裕 介

監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第7項の規定による公益財団法人八千代市地域振興財団に係る出資団体監査を行ったので、次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による八千代市（以下「市」という。）が出資しているものの出納その他の事務の執行に対する監査

2 監査の対象

公益財団法人八千代市地域振興財団（以下「地域振興財団」という。）

3 監査の範囲

令和5年度における出納その他の事務の執行状況

4 監査の着眼点

出資に係る出納その他の事務が、関係法令等にのっとり、適正かつ正確に行われているかを主眼に、想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

6 監査の期間

令和6年4月23日から同年8月19日まで

第2 監査の結果

監査の着眼点に基づき監査を実施した結果、おおむね適正で出資の目的に沿って支出されていると認められた。

ただし、次のとおり改善すべき点が見受けられたので、対象団体にお

いては，市の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

1 地域振興財団

(1) 要望事項

ア 地域振興財団の経営体制について

令和３年度から，旧公益財団法人八千代市環境緑化公社と旧公益財団法人八千代市文化・スポーツ振興財団が合併し，地域振興財団として改組され，事業展開が行われている。

現在の地域振興財団の財政状態として，各事業における収益をはじめ，市からの指定管理料や補助金交付なども受け，事業展開を行っているが，自主事業による資金の確保が難しい中，毎年度基本財産の取り崩しを行っている状況である。

基本財産の取り崩しに当たっては，市からの出捐金部分が取り崩されている状況からも，今後は，出捐金の取扱いに対する考え方も含め，行政との連携を緊密にし，より安定的な地域振興財団の経営体制を確立されたい。

イ 八千代花と緑の基金の有効活用策について

地域振興財団における八千代花と緑の基金については，公益財団法人八千代市地域振興財団八千代花と緑の基金規程（以下「花と緑の基金規程」という。）第３条の規定により，基金の目標額は６億円と定められており，花と緑の基金規程第７条の規定により，基金の収益金を緑化に関する普及啓発，緑の保全及び緑化の推進に充てるものとされ，令和５年度末時点の花と緑の基金積立資産は，５億９,１１３万６,９１８円となっている。

このような中，現在の地域振興財団の経営体制として，令和５年度決算においても，市からの出捐金を含んだ基本財産（２号）を引き続き取り崩すなど，厳しい財政状態に直面している。

このことから，今後は八千代花と緑の基金についても，果実としての運用を図るだけにとどまらず，必要に応じて基金残高を取り崩

すなど，安定した地域振興財団の経営体制を確立するため，基金の有効活用策について検討されたい。